

道路交通法の改正について(2026年4月1日から)

普通免許について、道路交通法改正により、これまでは18歳で仮免許の取得と、免許センターでの本試験が受験可能だったところ、下表のとおり変更になりました。

「17歳6か月」で仮免許取得と、免許センターでの本試験の受験が可能になりました。

	旧制度(~2026年3月)	新制度(2026年4月~)
仮免許試験	18歳で受験可能	17歳6か月から受験可能
教習所卒業	18歳以上	18歳前に卒業可能
本免許学科試験	卒業後18歳以上	卒業後18歳前に受験可能
免許証交付	18歳以上で試験合格後	18歳誕生日当日に可能

教習所を卒業後、18歳の誕生日当日以降に免許センターで本免許学科試験が受験可能です！

教習所が混み合う時期をさけて、早めに通い始めるとGOOD！